

平成27年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ **拡充** ・ 延長 ・ その他 ）

No	9	府省庁名	金融庁								
対象税目	<input checked="" type="checkbox"/> 個人住民税 <input type="checkbox"/> 法人住民税 <input type="checkbox"/> 事業税 <input type="checkbox"/> 不動産取得税 <input type="checkbox"/> 固定資産税 <input type="checkbox"/> 事業所税 その他（ ）										
要望項目名	生命保険料控除制度の拡充										
要望内容（概要）	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 生命保険料控除制度は、所得税額・個人住民税額の計算上、支払った生命保険料のうち、一定の金額の所得控除が可能となるもの。 生命保険料控除制度における地方税法上の所得控除限度額については、一般生命保険・介護医療保険・個人年金保険について各々2.8万円となっており、全体の控除限度額は7万円となっている。</p> <p>・ 特例措置の内容 地方税法上の生命・介護医療・個人年金の各保険料控除の最高限度額3.5万円とすること。</p>										
関係条文	地方税法第34条第1項第5号、第5号の2、第314条の2第1項第5号、第5号の2 所得税法76条第1項、第2項										
減収見込額	[初年度] ▲13,400 (▲105,900) [平年度] ▲13,400 (▲105,900) [改正増減収額] — (単位：百万円)										
要望理由	<p>(1) 政策目的 私的保障を支援・促進する生命保険料控除制度の拡充により、国民の自助努力を喚起することで、自助・自立のための環境整備を推進し、安心かつ豊かでゆとりのある国民生活を確保する。</p> <p>(2) 施策の必要性 少子高齢化の急速な進展等により、社会保障制度の見直しが進められていく中で、国民が安心できる生活保障の水準を確保するために、公的保障とともに私的保障の重要性が高まっており^(※1)、国民一人ひとりに対して、より一層の自助努力が求められている^(※2)。 このため、国民の自助努力を税制面から支援・促進する生命保険料控除制度を拡充する必要がある。</p> <p>(※1) 必要な費用について「公的保障のみでまかなえるとは思わない」とした人の割合「平成25年度生活保障に関する調査（生命保険文化センター）」</p> <table border="1"> <tr> <td>遺族保障</td> <td>68.1%</td> </tr> <tr> <td>医療保障</td> <td>51.9%</td> </tr> <tr> <td>介護保障</td> <td>82.7%</td> </tr> <tr> <td>老後保障</td> <td>78.7%</td> </tr> </table> <p>(※2) 持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律（抜粋） （自助・自立のための環境整備等） 第二条 政府は、人口の高齢化が急速に進展する中で、活力ある社会を実現するためにも、健康寿命の延伸により長寿を実現することが重要であることに鑑み、社会保障制度改革を推進するとともに、<u>個人がその自助努力を喚起される仕組み及び個人が多様なサービスを選択することができる仕組みの導入</u>その他の高齢者も若者も、健康で年齢等にかかわらず働くことができ、持てる力を最大限に発揮して生きることができる環境の整備等（次項において「自助・自立のための環境整備等」という。）に努めるものとする。 2 政府は、住民相互の助け合いの重要性を認識し、自助・自立のための環境整備等の推進を図るものとする。</p>			遺族保障	68.1%	医療保障	51.9%	介護保障	82.7%	老後保障	78.7%
遺族保障	68.1%										
医療保障	51.9%										
介護保障	82.7%										
老後保障	78.7%										
本要望に対応する縮減案	なし										

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	Ⅱ－１ 利用者が安心して金融サービスを受けられるための制度・環境整備
	政策の達成目標	少子高齢化の急速な進展等の社会保障制度の見直しに対応し、国民の自助努力による生活保障を支援・促進することにより、国民生活の安定に資すること。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	恒久措置とする。
	同上の期間中の達成目標	「政策の達成目標と同じ」
	政策目標の達成状況	措置されていないため該当せず。
有効性	要望の措置の適用見込み	<p>約3,461万人</p> <p>※ 平成24年民間給与所得者数 4,556万人 うち生命保険料控除適用者数 2,976万人 (65.3%) 平成24年申告所得者数 609万人 うち生命保険料控除適用者数 485万人 (79.6%) (出典：国税庁 「平成24年分 民間給与実態統計調査」及び「平成24年分 申告所得税標本調査」)</p>
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	少子高齢化の急速な進展等に応じた社会保障制度の見直しに対応し、国民の自助努力による生活保障を支援・促進することにより、国民生活の安定に資することとなる見込み。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	なし
	予算上の措置等の要求内容及び金額	なし
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	なし

<p>相当性</p>	<p>要望の措置の妥当性</p>	<p>少子高齢化の急速な進展等により、国民一人ひとりに対して、より一層の自助努力が求められている中で、生命保険の世帯加入率は長期的に低下傾向にあり、特に世帯主が30歳未満の若年層においては、加入率が急速にかつ大幅に低下している^(※1)。また、生命保険については、「遺族保障」として年間約3兆円の死亡保険金が支払われ、公的保障を補完しているところであるが、国民が加入している死亡保険金額は、望ましいと考える死亡保険金額に比べておよそ6割程度となっている^(※2)。</p> <p>このため、今後、若年層を中心に国民全体の私的保障の準備不足が懸念されるところ、国民の自助努力を税制面から支援・促進する生命保険料控除制度を拡充していく措置が必要になるものと考えられる。</p> <p>本要望は、こうした趣旨を実質的に担保しようとするものであり、国民生活の安定に寄与するために妥当な措置と考える。</p> <p>(※1) 生命保険の世帯加入率の推移</p> <table border="1" data-bbox="384 622 1310 725"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成6年</th> <th>平成12年</th> <th>平成18年</th> <th>平成24年</th> <th>低下幅</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>30歳未満</td> <td>89.4%</td> <td>80.0%</td> <td>73.6%</td> <td>66.2%</td> <td>▲23.2pt</td> </tr> <tr> <td>全年齢</td> <td>95.0%</td> <td>91.8%</td> <td>87.5%</td> <td>85.8%</td> <td>▲9.2pt</td> </tr> </tbody> </table> <p>(出典：生命保険文化センター「平成24年度 生命保険に関する全国実態調査」)</p> <p>(※2) 遺族の生活資金の備えとして必要と考える死亡保険金額と実際の加入金額</p> <table border="1" data-bbox="384 842 1310 1144"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">男性</th> <th colspan="2">女性</th> </tr> <tr> <th>望ましい保障金額 (平均)</th> <th>実際の加入金額 (平均)</th> <th>望ましい保障金額 (平均)</th> <th>実際の加入金額 (平均)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全体</td> <td>3,172万円</td> <td>1,882万円</td> <td>1,463万円</td> <td>876万円</td> </tr> <tr> <td>20歳代</td> <td>3,450万円</td> <td>1,410万円</td> <td>1,530万円</td> <td>855万円</td> </tr> <tr> <td>30歳代</td> <td>3,732万円</td> <td>2,323万円</td> <td>1,667万円</td> <td>946万円</td> </tr> <tr> <td>40歳代</td> <td>3,963万円</td> <td>2,460万円</td> <td>1,604万円</td> <td>1,032万円</td> </tr> <tr> <td>50歳代</td> <td>3,438万円</td> <td>2,245万円</td> <td>1,539万円</td> <td>960万円</td> </tr> <tr> <td>60歳代</td> <td>2,069万円</td> <td>1,130万円</td> <td>1,111万円</td> <td>652万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(出典：生命保険文化センター「平成25年度 生活保障に関する調査」)</p>		平成6年	平成12年	平成18年	平成24年	低下幅	30歳未満	89.4%	80.0%	73.6%	66.2%	▲23.2pt	全年齢	95.0%	91.8%	87.5%	85.8%	▲9.2pt		男性		女性		望ましい保障金額 (平均)	実際の加入金額 (平均)	望ましい保障金額 (平均)	実際の加入金額 (平均)	全体	3,172万円	1,882万円	1,463万円	876万円	20歳代	3,450万円	1,410万円	1,530万円	855万円	30歳代	3,732万円	2,323万円	1,667万円	946万円	40歳代	3,963万円	2,460万円	1,604万円	1,032万円	50歳代	3,438万円	2,245万円	1,539万円	960万円	60歳代	2,069万円	1,130万円	1,111万円	652万円
	平成6年	平成12年	平成18年	平成24年	低下幅																																																						
30歳未満	89.4%	80.0%	73.6%	66.2%	▲23.2pt																																																						
全年齢	95.0%	91.8%	87.5%	85.8%	▲9.2pt																																																						
	男性		女性																																																								
	望ましい保障金額 (平均)	実際の加入金額 (平均)	望ましい保障金額 (平均)	実際の加入金額 (平均)																																																							
全体	3,172万円	1,882万円	1,463万円	876万円																																																							
20歳代	3,450万円	1,410万円	1,530万円	855万円																																																							
30歳代	3,732万円	2,323万円	1,667万円	946万円																																																							
40歳代	3,963万円	2,460万円	1,604万円	1,032万円																																																							
50歳代	3,438万円	2,245万円	1,539万円	960万円																																																							
60歳代	2,069万円	1,130万円	1,111万円	652万円																																																							
<p>ページ</p>	<p>9-3</p>																																																										

<p>税負担軽減措置等の適用実績</p>	<p>○平成 22 年</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤一般生命保険料控除 <ul style="list-style-type: none"> ・民間給与所得者数 4,552 万人 うち控除適用者数 3,053 万人 (67.1%) ・申告所得者数 702 万人 うち控除適用者数 489 万人 (69.7%) ➤個人年金保険料控除 <ul style="list-style-type: none"> ・民間給与所得者数 4,552 万人 うち控除適用者数 616 万人 (13.5%) ・申告所得者数 702 万人 うち控除適用者数 52 万人 (7.4%) <p>○平成 23 年</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤一般生命保険料控除 <ul style="list-style-type: none"> ・民間給与所得者数 4,566 万人 うち控除適用者数 3,010 万人 (65.9%) ・申告所得者数 607 万人 うち控除適用者数 402 万人 (66.2%) ➤個人年金保険料控除 <ul style="list-style-type: none"> ・民間給与所得者数 4,566 万人 うち控除適用者数 576 万人 (12.6%) ・申告所得者数 607 万人 うち控除適用者数 59 万人 (9.7%) <p>○平成 24 年</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤一般生命保険料控除 <ul style="list-style-type: none"> ・民間給与所得者数 4,556 万人 うち控除適用者数 2,947 万人 (64.7%) ・申告所得者数 609 万人 うち控除適用者数 479 万人 (78.7%) ➤介護医療保険料控除 <ul style="list-style-type: none"> ・民間給与所得者数 4,556 万人 うち控除適用者数 780 万人 (17.1%) ・申告所得者数 609 万人 うち控除適用者数 110 万人 (18.1%) ➤個人年金保険料控除 <ul style="list-style-type: none"> ・民間給与所得者数 4,556 万人 うち控除適用者数 582 万人 (12.8%) ・申告所得者数 609 万人 うち控除適用者数 75 万人 (12.3%) <p>(出典：国税庁「民間給与実態統計調査」及び「申告所得税標本調査」)</p>
<p>「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績</p>	<p>—</p>
<p>ページ</p>	<p>9 - 4</p>

<p>税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）</p>	<p>生命保険料控除制度が拡充した場合に、将来的に生命保険へ新規に加入する若しくは加入を検討する者の割合は以下のとおりとなっており、制度の拡充によって生命保険への加入インセンティブは十分にある状況となっている。</p> <table border="1" data-bbox="443 241 1469 376"> <thead> <tr> <th>質問</th> <th>回答</th> <th>回答割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">生命保険料控除制度が拡充されれば、今後の生命保険についてどう考えるか。</td> <td>新規に加入・増額する</td> <td>11%</td> </tr> <tr> <td>新規に加入・増額を検討する</td> <td>54%</td> </tr> <tr> <td>加入・増額を行わない。</td> <td>35%</td> </tr> </tbody> </table> <p>（出典：マイボイスコム「平成 26 年 生活保障に関するアンケート調査結果」）</p> <p>また、各保障の充足感については以下のとおりとなっている。</p> <table border="1" data-bbox="443 472 1366 640"> <thead> <tr> <th></th> <th>足りている</th> <th>不足している</th> <th>必要性を感じない</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>遺族保障</td> <td>25%</td> <td>62%</td> <td>13%</td> </tr> <tr> <td>医療保障</td> <td>36%</td> <td>61%</td> <td>3%</td> </tr> <tr> <td>介護保障</td> <td>16%</td> <td>82%</td> <td>3%</td> </tr> <tr> <td>老後保障</td> <td>14%</td> <td>83%</td> <td>3%</td> </tr> </tbody> </table> <p>（出典：マイボイスコム「平成 26 年 生活保障に関するアンケート調査結果」）</p> <p>これによると、各保障について 6 割以上が不足していると考えており、実際の加入金額は必要保障金額に対して不十分な状況であるといえる。</p> <p>これらのことから、生命保険料控除制度の拡充により、今後の加入率増加や加入金額の上乗せによる私的保障の促進が見込まれ、国民の自助努力の支援に寄与すると見込まれる。</p>	質問	回答	回答割合	生命保険料控除制度が拡充されれば、今後の生命保険についてどう考えるか。	新規に加入・増額する	11%	新規に加入・増額を検討する	54%	加入・増額を行わない。	35%		足りている	不足している	必要性を感じない	遺族保障	25%	62%	13%	医療保障	36%	61%	3%	介護保障	16%	82%	3%	老後保障	14%	83%	3%
質問	回答	回答割合																													
生命保険料控除制度が拡充されれば、今後の生命保険についてどう考えるか。	新規に加入・増額する	11%																													
	新規に加入・増額を検討する	54%																													
	加入・増額を行わない。	35%																													
	足りている	不足している	必要性を感じない																												
遺族保障	25%	62%	13%																												
医療保障	36%	61%	3%																												
介護保障	16%	82%	3%																												
老後保障	14%	83%	3%																												
<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>—</p>																														
<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>—</p>																														
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>平成 21 年度税制改正要望により、平成 24 年 1 月以降、生命・介護医療・個人年金の 3 つの控除からなる制度に改組された。（平成 23 年までは、生命・個人年金の 2 つの控除）</p>																														
<p>ページ</p>	<p>9 - 5</p>																														